

所管課		消防本部予防課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策										
	第4章 安全安心都市			03 消防・救急救助			03 火災を予防する										
事業：火災予防事業													整理番号	0468			
目的	火災等の災害の予防、被害の軽減をめざす。																
目標	・住宅用火災警報器の本市推計設置率が全国平均以上をめざす。 ・年間計画に基づき立入検査を行い、不備欠陥事項が認められる施設に対しては、違反処理基準に基づく所用の措置を講じるなど違反状態を是正す。																
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		1,324		コスト情報・評価	総コスト(千円)		35,634		総合評価	A	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		688		内訳	事業費		1,324			効率性		A			
		国府支出金		236			人件費		34,310			有効性		A			
		地方債		0			公債費		0			住宅用火災警報器推計設置率は全国平均を3.5ポイント上回り、年間計画に基づく立入検査も予定以上に実施し、違反状態の是正に努めるなど、年度目標をほぼ達成することができたため。					
		その他特定財源		400			一人あたり(円)		319								
							世帯あたり(円)		754								
	貢献度		A			根拠		非常に貢献している									
今後の方向性	・住宅用火災警報器の設置率向上については、設置義務化を認知しているものが、そうでないものに比べ住宅用火災警報器を設置している傾向にあることが判明していることから、今後も地道な広報活動を行いその有効性についてより理解を求め、認知度をさらに向上させ設置率の上昇をめざす。 ・立入検査を行い、不備欠陥事項が認められる施設については、違反処理基準に基づく所要の処置を講じるなど違反状態を是正させる。																

事業 優先順位		1	細事業:危険物保安取締事業				整理 番号		01										
目的		危険物の貯蔵、取扱い及び高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法に起因する火災の発生の防止、被害の軽減を目的とする。																	
目標		・危険物施設104施設に対する立入検査を実施する。 ・保安3法関係施設42施設への立入検査を実施する。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		昭和47年度以前		根拠 法令		消防法第3章、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法									
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比 較				平成25年度		平成24年度		比 較				
	事業費（決算額）(千円)		247		214		33		コスト 情報・従 事職員数	総コスト (千円)		10,159		10,530		-371			
	財源内訳	一般財源		11		56		-45		内 訳	事業費		247		214		33		
		国府支出金		236		158		78			人件費		9,912		10,316		-404		
		地方債		0		0		0			公債費		0		0		0		
		その他特定財源		0		0		0			一人あたり (円)		91		93		-2		
				0							世帯あたり (円)		215		223		-8		
			0							参 考	職員数 (人)		1.30		1.30		0.00		
			0						再任用職員数 (人)		0.00		0.00		0.00				
	今後の方向性		・今後も継続して立入検査等を実施し、火災等の災害の予防、被害の軽減をめざす。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	危険物施設数 104ヶ所 高圧ガス施設数 77ヶ所、液化石油ガス施設数 36ヶ所、火薬類施設数 3ヶ所											
	A		A		A														

事業：火災予防事業

1. 火災予防事業

(1) 火災等の災害の予防、被害の軽減を目指す事を目的として、以下の内容を実施した。

- ①消防用設備等の設置に関する指導、検査及び維持管理の状況についての検査など。
- ②危険物の貯蔵、取扱いの許認可事務及び検査など。
- ③保安3法※にかかる製造、貯蔵等の許認可及び検査など。
- ④住宅用火災警報器の設置徹底及び維持管理等の情報提供。
- ⑤市民や事業所並びに各種団体等に対して火災予防の啓発、防火訓練の指導など。消防関係の資格取得、防火管理者の業務の指導やアドバイス。

※ 保安3法

…「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「火薬類取締法」をいう。

なお、大阪府産業保安事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、大阪府から保安3法に係る事務が、平成25年3月1日より河内長野市に移譲された。

細事業：危険物保安取締事業

1. 危険物保安取締事業実施状況

(1) 内容

- ①消防法で規制される危険物の貯蔵、取扱いの許認可及び検査などを実施した。
- ②保安3法で規制される施設の許認可及び検査などを実施した。

(2) 立入検査実施状況

①危険物施設※

検査の区分		施設総数	検査回数
危険物施設等	貯蔵所	67	66
	取扱所	37	45
	製造所	0	0
合 計		104	111

※ 危険物施設

… 危政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所等をいう。

②保安3法施設

検査の区分	施設総数	検査回数
火薬類取締法に基づく立入検査	3	2
高圧ガス保安法に基づく立入検査	77	20
LPガス法に基づく立入検査	36	15
合 計	116	37